事務連絡

令和７年２月６日

　高知市内　障害児通所支援事業所　御中

　（共生型及び基準該当事業所を含む）

高知市障がい福祉課

児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援における事業所自己評価結果

の公表等及び届出について

平素は，本市の障害福祉行政にご理解，協力をいただき，ありがとうございます。

　児童福祉法に基づく指定通所支援事業及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年３月14日厚生労働省告示第122号）により，障害児通所支援事業所は質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）の公表及び届出がなされていない場合，平成31年４月１日以降の報酬算定において，「届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで，障害児全員について減算（所定単位数の15％）」となります。

　つきましては，下記のとおり自己評価結果等を公表のうえ，その結果を**令和７年３月14日（金）**までに高知市へ届け出てください。

記

1. 実施方法

　次の（１）から（６）の手順で児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業・保育所等訪問支援事業に関する自己評価等を行い，その結果を公表する。

1. 保護者等評価

　　保護者等に対して，「評価表【保護者向け】」を配布してアンケート調査を実施する。

※現時点で障害児の利用者がいない場合は省略可。

1. 職員自己評価

　　事業所の職員に対して，「自己評価表【事業者向け】」を配布して自己評価を行う。

1. 訪問先施設評価（保育所等訪問支援事業に限る）
2. 事業所全体評価

　　回収した評価表を集計のうえ，項目ごとに課題や工夫している点について職員全員（職員会等の場）で討議する。なお，討議の結果は書面に記録し，職員間で共有する。

1. 評価結果公表

　　事業所又は事業所を運営する法人のホームページに掲載して公表する。

　　ただし，インターネットによる公表が困難な場合は，紙媒体を事業所の見やすい場所（受付や掲示板等）に掲示し，保護者・利用者・利用希望者等が誰でも見られる状態とすること。加えて，公表結果を保護者へ配布することをもって公表の方法として差し支えない。この場合であっても，市町村や法人の広報誌への掲載等により広く一般に公表できる方法を検討するように努めること。

1. 支援の改善

　　公表した改善目標・内容に沿って，支援を改善していく。

1. 評価にあたっての留意事項

　・児童発達支援ガイドライン，放課後等デイサービスガイドライン及び保育所等訪問支援ガイドライン（以下，「ガイドライン」という。）の内容を十分確認すること。

　・事業所の実情に合わせ，評価表を加除修正する場合は，ガイドラインの内容に沿ったものとすること。

　・保護者等に評価を依頼する際は，ガイドラインの内容を保護者等によく説明し，ガイドラインに基づく保護者評価であることを理解してもらったうえで，アンケート調査を実施すること。

1. 高知市への届出

【届出書類】

・自己評価報告書

※インターネットによる公表が困難で紙媒体により公表した場合に限り，事業所内に掲示していることがわかる書類や保護者に配布した書類等を合わせてご提出お願いします。

1. 提出期限

　　**令和７年３月14日（金）　必着**

1. 提出方法

メール　提出先：kc-120304@city.kochi.lg.jp

メールによる提出が困難な場合は，郵送もしくはご持参お願いします。

○届出にかかる様式については，高知市障がい福祉課のホームページ新着情報に掲載しています。

**高知市障がい福祉課新着情報＜【障害児通所支援事業所】自己評価結果の公表及び届出について**

|  |
| --- |
| 〒780-8571　高知市本町５丁目１－45高知市障がい福祉課　地域生活支援室担当：渋谷・三谷・西成TEL：088-823-9378　FAX：088-823-9370 |